

枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少など経営に大きな影響を受けている枝幸町内の中小企業者及び小規模事業者（以下「事業者」という。）に対し、運転資金及び設備資金（以下「運転資金等」という。）の確保のための緊急支援として、国や北海道等が行う貸付制度に係る利子及び保証料に対する補給助成金（以下「助成金」という。）を交付し、経営の安定化と雇用の確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の業績が悪化した枝幸町内に主たる事業所を有する事業者とする。

(事業の実施内容)

第3条 助成金は、前条に規定する事業者が、北海道中小企業総合振興資金（新型コロナウイルス感染症対応資金）（以下「北海道新型コロナウイルス感染症対応資金」という。）を活用して借入した運転資金等に対して交付する。ただし、北海道新型コロナウイルス感染症対応資金の借入のみでは資金繰りが困難であるため、次の各号に掲げる貸付制度を並行して活用した場合、北海道新型コロナウイルス感染症対応資金を含めたいずれか一の制度に係る借入分に対して交付する。又、次の各号に掲げるいずれかの貸付制度のみを活用した場合において、特段の理由があると認めた場合には、一の制度に係る借入分に対しても交付する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (2) 商工組合中央金庫による危機対応融資
- (3) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (4) 小規模事業者経営改善資金融資
- (5) 新型コロナウイルス対策衛経融資
- (6) 衛生環境激変対策特別貸付
- (7) 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）
- (8) 中小企業向け資本性資金
- (9) 北海道中小企業総合振興資金（経営環境変化対応）
- (10) 前各号に掲げる以外の新型コロナウイルス感染症対策のための公的機関又は金融機関の貸付制度

2 助成金の交付対象とする借入額は、1事業者につき6千万円を限度とする。

3 助成金のうち、利子補給助成金の交付対象とする年利率は、次の各号に掲げる貸付制度の定めによるものとする。

- (1) 北海道新型コロナウイルス感染症対応資金 1.20%以内
- (2) 前項第1号に掲げる貸付制度

ア 中小企業事業 借入当初より3年間は0.21%以内、4年目以降は1.11%以内

イ 国民生活事業 4千万円の借入までにつき借入当初より3年間は0.46%以内、4千万円を超える分及び4年目以降は1.36%以内

- (3) 前項第2号に掲げる貸付制度 借入当初より3年間は0.21%以内、4年目以降は1.11%以内
- (4) 前項第3号に掲げる貸付制度 4千万円の借入までにつき、借入当初より3年間は0.46%以内、4千万円を超える分及び4年目以降は1.36%以内
- (5) 前項第4号に掲げる貸付制度 借入当初より3年間は0.31%以内、4年目以降は1.21%以内
- (6) 前項第5号に掲げる貸付制度 借入当初より3年間は0.31%以内、4年目以降は1.21%以内
- (7) 前項第6号に掲げる貸付制度 1.91%以内
- (8) 前項第7号に掲げる貸付制度
 - ア 中小企業事業 1.11%以内
 - イ 国民生活事業 1.91%以内
- (9) 前項第8号に掲げる貸付制度
 - ア 中小企業事業 当初3年間及び4年目以降赤字の場合は2.00%以内
 - イ 国民生活事業 当初3年間及び4年目以降赤字の場合は2.00%以内
 - ウ 商工組合中央金庫 当初3年間及び4年目以降赤字の場合は2.00%以内
- (10) 前項第9号に掲げる貸付制度 1.20%以内
- (11) 前項第10号に掲げる貸付制度 2.00%以内

4 助成金のうち、保証料補給助成金の交付対象とする保証料率は、1.6%を限度とする。

5 助成金の交付対象とする借入期間は、据置分を含めて10年間（120ヶ月間）を限度とする。

（事業の実施期間）

第4条 事業の実施期間は、令和2年度のみとし、交付決定した利子補給助成金の交付期間は、前条第5項に掲げる期間内とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施の初年度内に町長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項に掲げるいずれかの貸付制度の借入が決定されたことが確認できる書類及び保証料の金額が確認できる書類
- (2) 前号の借入に係る返済予定表（利子の金額が確認できるもの）
- (3) 国又は北海道より利子又は保証料補給補助金の交付を受けた場合は、その交付決定通知書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査したうえで助

成金の交付決定の可否を決定し、その結果を枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の額の算出）

第7条 第3条第2項から第5項までに規定する限度額等を超えた借入れがあった場合の助成金の額の算出については、実際の借入状況に応じて按分により算出する。この場合における按分率は、小数点第2位までとし、小数点第3位を四捨五入する。

2 国又は北海道より利子又は保証料補給補助金の交付を受けた場合は、その分を控除した額を交付する。

3 助成金の額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てにより算出するものとする。

（助成金の請求）

第8条 第6条の規定により助成金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）が当該年度分の助成金の交付を受ける場合は、枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付請求書（様式第3号）により、当該年度分の利子又は保証料を支払ったことが確認できる書類を添えて、町長に助成金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項に掲げる請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽、その他不正の手段により助成金等の交付を受けたと認められたとき。

(2) 町税等を滞納したとき。ただし、枝幸町税務課と納税猶予の協議がされている場合は除く。

(3) その他、この規則の規定に違反したとき。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、特別な事情が生じた場合は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和12年3月31日を限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、当該事業が完了するまで適用する。

様式第1号（第5条関係）

枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付決定申請書

年 月 日

枝幸町長 様

申請者

住 所 枝幸町

事業所名

代表者名 ㊟

枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業について、下記の助成金の交付を受けたいので、枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付規則第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 利子補給助成金交付申請額 _____ 円

2 保証料補給助成金交付申請額 _____ 円

添付書類

- ・枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金算出調書（様式第1号別記1）

枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金算出調書

事業所名 _____

貸付制度の名称			
資金借入実行年月日		年 月 日	
借入金金額		円	
助成金交付対象借入限度額		60,000,000円	
借入期間		年間	
利率		年 % (助成金交付対象利率：年2.0%以内)	
保証料率		% (助成金交付対象保証料率：1.6%以内)	
利子補給助成金	利子の総額	① 円	
	按分率=60,000,000円/借入金額 円 (1を超える場合は、「100%」)	② % (小数点第2位とし、第3位を四捨五入)	
	按分率=2.0%/実利率 % (1を超える場合は、「100%」)	③ % (小数点第2位とし、第3位を四捨五入)	
	按分率計 (②×③)	④ % (小数点第2位とし、第3位を四捨五入)	
	利子補給助成金交付対象金額 (①×④)	⑤ 円	
	国又は北海道より、利子補給補助金の交付を受けた額	⑥ 円	
	利子補給助成金交付申請額 (⑤-⑥)	⑦ 円	
保証料補給助成金	保証料の算出	実借入額 円×保証料率 %×据置期間 月間/12月	⑧ 円
		実借入額 円×保証料率 %× 据置期間を除く借入期間 月間/12月×分割係数()	⑨ 円
		実借入額の保証料の額 (信用保証協会に支払った額) (⑧+⑨)	⑩ 円
		限度額60,000,000円×保証料率 % (1.6%より高い保証料率の場合は、1.6%)× 据置期間 月間/12月×分割係数()	⑪ 円
		限度額60,000,000円×保証料率 % (1.6%より高い保証料率の場合は、1.6%)× 据置期間を除く借入限度期間 月間/12月間×分割係数()	⑫ 円
		限度額60,000,000円分の保証料金額 (⑪+⑫)	⑬ 円
	保証料補給助成金交付対象金額 (⑩と⑬のいずれか低い額)	⑭ 円	
	国又は北海道より、保証料補給補助金の交付を受けた額	⑮ 円	
保証料補給助成金交付申請額 (⑭-⑮)	⑯ 円		

※利子については、3月末までの償還実績に基づき、申請してください。

添付書類 貸付制度の借入決定がされたことが確認できる書類及び保証料の金額が確認できる書類
 貸付制度の借入に係る返済予定表 (利子の金額が確認できるもの)
 国又は北海道より、利子及び保証料補給助成金の交付を受けた場合は、その決定通知書の写し

枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付決定（却下）通知書

第 年 月 日 号

申請者

住 所 枝幸町

事業所名

代表者名

様

枝幸町長

印

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付について、枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付規則第6条の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1. 決定の可否		交 付 ・ 却 下	
2. 利子補給助成金交付決定額（①～⑪の合計）		金	円
内 訳	①	年度分	金 円
	②	年度分	金 円
	③	年度分	金 円
	④	年度分	金 円
	⑤	年度分	金 円
	⑥	年度分	金 円
	⑦	年度分	金 円
	⑧	年度分	金 円
	⑨	年度分	金 円
	⑩	年度分	金 円
	⑪	年度分	金 円
3. 保証料補給助成金交付決定額		金	円
4. 却下の場合の理由			

【留意事項】

- 1 本事業の適正な施行のため、担当職員が関係書類等の確認をする場合があります。
- 2 助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定を取消し、又は、既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。
 - ア 虚偽、その他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
 - イ 町税等を滞納したとき。
 - ウ その他、この規則の規定に違反したとき。

枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付請求書

年 月 日

枝幸町長 様

助成金交付決定者
住 所 枝幸町
事業所名
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました助成金について、
枝幸町中小企業セーフティネット貸付等支援事業助成金交付規則第8条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1. 交付の決定を受けた助成金のうち、当該年度分に 係る交付請求額（①+②）		金	円
内訳	① 利子補給助成金	金	円
	② 保証料補給助成金	金	円

2. 支払先口座	振込先金融機関名	
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

添付書類

利子又は保証料を支払ったことが確認できる書類
振込先金融機関名、口座番号及び名義が確認できる書類